

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名		金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大に向けた所要の措置	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	<p>金融所得に対する課税について、多様な金融商品を幅広く捉え、その課税方式の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算を広く可能とするほか、上場株式等と先物取引について認められている損失の繰越控除（3年間）を金融所得全般に拡大していくため、以下の所要の税制措置を講じる。</p> <p>1．上場株式等の譲渡損益等と配当の間で認められている損益通算について、特定口座の活用等の実務に配慮しつつ、我が国企業の発行する社債に係る利子及び譲渡損益等をその通算の対象に含めることを前提に、社債に係る利子及び譲渡所得等の課税方式の見直しを行う。</p> <p>2 - 先物取引（取引所取引及び店頭取引）の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める。</p> <p>2 - 損益通算の範囲拡大に向けて、申告分離課税となっていない取引所外における先物取引（店頭取引）の決済差損益や商品ファンドによる収益分配金・償還損益について、取引所における先物取引と同様の課税方式（申告分離課税）、税率とする。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	4,900 百万円 （ 百万円）
延 長 を 設 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給が円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の個人金融資産は、約 1,400 兆円もの規模であるが、その約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は、諸外国に比べて高い。そのため、株式や投信、債券などの現預金以外での資産運用がなされている比率は諸外国に比べて低い水準に留まっている。潤沢な個人金融資産の存在は我が国にとって大きな財産であり、家計の資産運用行動に対して、我が国の産業の成長に寄与する形での変化を促進できれば、成長分野への資金供給の流れを形成することが可能となる。金融商品を介した家計から市場および企業部門への資金の好循環をもたらすためにも、金融所得に係る課税関係をリスクリターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。</p>		
	今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け

	政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。	
		租税特別措置の適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
		同上の期間中の達成目標	証券・商品市場への個人投資家の参加拡大
	政策目標の達成状況	現状、個人金融資産に占める社債の保有割合は0.1%と僅少、社債発行残高に占める家計の保有割合も1.9%にとどまっており、我が国企業は、資金調達先として個人金融資産を有効に活用しきれていない。また、商品先物については、個人投資家が年間1万人ずつ減少して、平成20年末時点では82,000人にまで落ち込み、商品市場が縮小したことにより、原材料等のために購入する商品価格の変動リスクを固定化したいという我が国企業の価格のヘッジニーズに答えられていない状況。このため、本措置の導入により、証券・商品市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。	
有効性	要望の措置の適用見込み	株式について配当・譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家のうち、これまで社債への投資を行っていなかった個人投資家は、本措置による損益通算の可能化をインセンティブとして新たに投資を行うことが期待され、少なくとも約39万人は存在すると推定される。また、株式の配当・譲渡損益等との損益通算が可能となることをインセンティブとして商品市場に参加する個人投資家が増加し、少なくとも商品市場の取引が平成19年度並みに回復することが期待され、これに伴い少なくとも約2万人程度の新たな投資家が呼び込まれることが推定される。	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	我が国企業が、個人金融資産を活用して株式や社債等の金融商品を通じた市場からの資金調達が実施しやすくなることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり、有効なものであるといえる。また、個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることにより、我が国企業が、商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となることで、我が国企業の国際競争力が高まることから、有効であるといえる。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし	

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	本措置は、個人投資家一般に、同じ税率を以て公平に適用されるものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	(新設要望)
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	(新設要望)
		前回要望時の達成目標	(新設要望)
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(新設要望)
	これまでの要望経緯	<p>本要望と関連する過去の要望は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式投資信託の譲渡損益と株式等にかかる譲渡損益の損益通算及び上場株式等の譲渡損失にかかる 3 年間の繰越(平成 15 年度税制改正)</li> <li>・ 非上場株式の譲渡益に対する税率の引き下げ(平成 16 年度税制改正)</li> <li>・ 公募株式投資信託の譲渡益課税の上場株式並みの軽減(譲渡益に対する 10%の優遇税率の適用、譲渡損失の繰越控除制度の対象への追加、平成 16 年度税制改正)</li> <li>・ 上場株式等の譲渡損失と配当の損益通算(平成 20 年度税制改正)</li> </ul>	